第三者評価結果入力シート(乳児院)

種別 乳児院

第三者評価機関名

福祉サービス評価センターさが

SK18174		
H19-045		

施設名等

名 称:	乳児院 みどり園
施設長氏名:	堤 峯敏
定 員:	2 0 名
所在地(都道府県):	佐賀県
所在地(市町村以下):	佐賀市金立町金立453番地
T E L:	0952-98-0247
URL:	http://jikeikai.saga.jp/midori/
【施設の概要】	
開設年月日	1940/4/20
経営法人・設置主体(法人名等):	社会福祉法人 慈恵会
職員数 常勤職員 :	3 4名
職員数 非常勤職員 :	1名
有資格職員の名称(ア)	保育士
上記有資格職員の人数:	1 6 名
有資格職員の名称(イ)	看護師
上記有資格職員の人数:	5名
有資格職員の名称(ウ)	里親支援専門相談員
上記有資格職員の人数:	1名
有資格職員の名称(エ)	家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数:	1名
有資格職員の名称(オ)	管理栄養士
上記有資格職員の人数:	1名
有資格職員の名称(カ)	調理員
上記有資格職員の人数:	4名
施設設備の概要(ア)居室数:	4室(ユニット)
施設設備の概要(イ)設備等:	床暖房
施設設備の概要(ウ):	ユニット制(小規模)、心理室、地域交流スペース
施設設備の概要(エ):	面談室、医務室、親子生活訓練室

理念・基本方針

基本理念

乳児院みどり園は、児童福祉の理念に沿って子ども一人ひとりの固有の生命を大切に育み、健やかな成長・発達を願って人 権を擁護し最善の福祉サービスの実践を目指します。

- ・人格を尊重して個性を大切にします。
- ・安心、安全な生活の場を提供します。
- ・人との関わりや様々な経験を通して人間性を育みます。

基本方針

- ・愛情と熱意をもって養育にあたります ・家庭を離れた乳幼児に家庭としての機能を果たすように創意工夫する (愛着の形成)(養育の一貫性)(個への援助)
- ・早期家庭復帰を目指す援助
- ・地域との連携
- ・職員の専門性の向上

施設の特徴的な取組

家庭生活体験事業(職員などの家に外泊し家庭的な生活を体験する) 小規模グループケアの実施

食育の取り組み(野菜畑にて、季節の野菜等自家菜園収穫など) 春の遠足・秋の遠足・七五三・運動会・クリスマス会など季節の行事などで思い出作り

第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2019/12/27	
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2020/3/25	
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成28年度	

総評

【評価が高い点】

各ホーム内に様々な担当者(衣類・玩具・おむつ等)を配置し、日常生活の支援が万全の体制で維持されるよう機能している。また、5部分門(虐待・養育向上・給食・防災・副主任)の委員会が組織され、それぞれで専門的な課題に対して分析・ 検討・見直しを行うことで、養育・支援の質の向上に繋がっている。

安心安全の保育の実施に向けて環境が整備され、健康、衛生面では4つのユニットにそれぞれ看護師を配置し、好生館の医師よる毎月1回の健康診断が実施されている。また、1つのユニットを虚弱児、障害児用に用意し、よりきめ細やかな配慮の 基に養育・支援が行われている。

里親支援体制が整備されている。

親子関係の再構築や一時保護、緊急保護委託の受け入れの体制が整備されている。 職員の資質向上のため、外部から講師を招いての施設内での勉強会の開催、県内外の研修会への受講推進等が、施設長の判 断で積極的に行われている。

【評価が低い点】

事業計画の策定には、職員からの意見を確認のうえ作成されているが、計画の認知度に職員間で差があるため、更に理解度 を高める取り組みに期待する。また、保護者等に対しても内容を理解しやすく説明した資料を作成するなど工夫し、周知され ることが望まれる。

職員の資質向上のため、職員一人ひとりが理念・基本方針に沿った目標を設定し、年度末に目標の達成度の確認を行う取り 組みに期待する。

乳幼児の健康や安全、 人権を重視するため地域との交流はごく限定的である。地域への貢献や福祉のニーズ把握は法人本部 のみで、施設での取り組みは殆ど無い。地域住民に園の目的や役割を周知し理解を図ると共に、住民の協力の基に災害時の避 難体制が整備されることに期待する。

第三者評価結果に対する施設のコメント 今回の受審結果を踏まえて職員同士で共有して環境の変化に対応して質の向上を目指します

改善点につきましても各職員が目的意識をもちながら子どもの最善の利益につながるよう取り組んでいきます。

第三者評価結果(別紙)

第三者評価結果(乳児院)

共通評価基準(45項目) 養育・支援の基本方針と組織

理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立	・周知されている。	第三者 評価結果
	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	□理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ 等)に記載されている。	
	□理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設 の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	口基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規 範となるよう具体的な内容となっている。	
	□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員へ の周知が図られている。	
	□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	口理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】 理念・基本方針は、法人の理念を基に乳児園の役割が反映された理念・基本方針が明文化されている。理念・基本方針と倫理綱領は、毎月の職員会議において職員全員で読み合わせ、周知されてる。保護者には入園時に説明されています。 る。園内(入口付近の廊下)にも掲示し、事業計画書、広報誌にも明記されているが、理念のみの示しが多い。基本 方針は養育、支援の基本的な考えの姿勢を示す基となるので、理念と基本方針を合わせて掲げ、十分な周知を期待す る。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に	適切に対応している。	第三者 評価結果
	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されてい る。	а
	□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	□子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	□定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用 率等の分析を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		- <1 15 5
県内に乳児院は1ヶ所のみのため とも連絡を取りながら、児童福祉	・ ウ、佐賀県児童養護施設協議会及び福岡県乳児院協議会に所属し、九州各県 上等の動向把握や情報収集に努められ、経営・環境等の分析や運営課題解決 毎月、経営状況の診断を税理士より受けている。	
県内に乳児院は1ヶ所のみのため とも連絡を取りながら、児童福祉	Ł等の動向把握や情報収集に努められ、経営・環境等の分析や運営課題解決	
県内に乳児院は1ヶ所のみのため とも連絡を取りながら、児童福祉	Ł等の動向把握や情報収集に努められ、経営・環境等の分析や運営課題解決	
県内に乳児院は1ヶ所のみのため とも連絡を取りながら、児童福祉	L等の動向把握や情報収集に努められ、経営・環境等の分析や運営課題解決 毎月、経営状況の診断を税理士より受けている。	に取り組
県内に乳児院は1ヶ所のみのため とも連絡を取りながら、児童福祉	上等の動向把握や情報収集に努められ、経営・環境等の分析や運営課題解決毎月、経営状況の診断を税理士より受けている。 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 □経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、	に取り組 b
県内に乳児院は1ヶ所のみのため とも連絡を取りながら、児童福祉	上等の動向把握や情報収集に努められ、経営・環境等の分析や運営課題解決毎月、経営状況の診断を税理士より受けている。 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 口経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 口経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなさ	に取り組 b

□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

経営課題について、理事会等に報告し法人内で共有されている。職員会議では、施設長より入園・退園状況等を見な がら経営課題等が報告されており、職員側の意見を聞きつつ改善に取り組まれている。しかし、職員への、経営課題 の報告及び取り組みの周知に関しては、職員側に認識が不十分なところが見られる。職員への周知方法については、 資料等を用いて分かり易く説明を行う等、工夫に期待する。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョ	ョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	а
	口中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確 にしている。	
	口中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	口中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施 状況の評価を行える内容となっている。	
	口中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】 理念、基本方針に基づき中・長期の事業計画が策定されている。計画は項目立てされ、各項目ごとに方向性が示され ている。中・長期計画では、15年後までの目標が計画に示され、5年ごとに進捗状況を分析し、見直しが行われて いる。佐賀県の社会的養護推進計画が示されため、今年度中に計画の再考を予定されている。

5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	а
□単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と 中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
□単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、 実施状況の評価を行える内容となっている。	

【判断した理由・特記事項等】

中・長期計画を踏まえて単年度の事業計画が作成され、重点目標が詳しく示されている。本年度の重点目標に掲げら れたフォスタリング機関施設としての申請が実際に行われており、この認可が取れれば来年度の事業計画にこの事業 が加わる予定である。今後、佐賀県社会的養護指針計画に基づいて計画を見直す予定がある。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行わ れ、職員が理解している。	b
□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
口計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
□事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を 促すための取組を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

毎年度、事業計画は主に副主任以上の職員で作成し、職員に対しては何か行いたいことが無いか意見を求め、それらを盛り込み計画が作られている。年1回、計画の見直しも行われている。また、実施した事業毎に報告書が作成され ている。計画策定後に職員会議で周知が行われているが理解、認識に職員間で差があるため、さらに理解度を高める 取り組みに期待する。

7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
□事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
□事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によっ て、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
□事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を 行っている。	

保護者に対しては、面会や行事参加の際に口頭で説明されている。連絡が取り辛い保護者には、行事の案内状を郵送する時に同封することで周知がなされている。保護者には様々な事情を抱えた方がおられるため集まる機会は特に設けられていない。今後は、保護者に向けて、解りやすく説明した資料を作成し、事業計画の内容・目的を保護者と共 有する取り組みが望まれる。

養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組 4

(1) 質の向上に向けた	取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	а
	□組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施 している。	
	口養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	口定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三 者評価等を定期的に受審している。	
	□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	

【判断した理由・特記事項等】

養育・支援の質の向上については、施設内に養育向上委員会を組織して、定期的に養育・支援の課題について意見交 換を行い対応している。自己評価及び第三者評価の受審も定期的に行われている。前回の受審の結果を受けて、全職 員が改善の意識を持ち、養育向上の他にも虐待、災害、給食等の各委員会を組織し、見直しが計画的に行われてい る。

9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画 的な改善策を実施している。	а
□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
口職員間で課題の共有化が図られている。	
□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計 画を策定する仕組みがある。	
口評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の 見直しを行っている。	
	 的な改善策を実施している。 □評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 □職員間で課題の共有化が図られている。 □評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 □評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 □改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の

【<u>判断した理由・特記事項等】</u> 第三者評価受審や自己評価の結果について、各委員会で分析し、課題改善に向けた取り組みが行われている。各委員 会の結果は報告書にまとめ、回覧のうえ各ユニットに配布され、周知が図られている。

施設の運営管理

施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明	確にされている。	第三者 評価結果
	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図って いる。	b
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	

	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、 会議や研修において表明し周知が図られている。	
	□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
して	I	
施設長はパンフレット、	広報誌に長としての挨拶を執筆し、その中で施設長としての意志を表明されている。	
を職員分掌として作成し	≷議や毎日行う申し送りの際に意志を表明されている。施設長は、業種毎に職員の役割 √、職員に配布・周知されている。施設長は、施設の運営及び日常業務全般を総括され	ってい
る。施設長の不在時は、職員へ表明されることを	- 口頭で主任等に対して職権委任を伝えている。今後、有事における職権委任を文章作 - 期待する。	とされて
	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	а
	口施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	口施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	口施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体 的な取組を行っている。	
【判断した理由・特記事		
	見模で開催される研修会等へ参加し、遵守すべき法定等の把握に努めている。研修等で 」送り時に報告され、特に周知すべき事項は、資料を印刷し各ユニットに配布されてい	
た 情報は 戦 貝 云 議 と中 し	/とり时に報って16、付に向ね9 へと事項は、真件で印刷 U ロユーッドに配作されて6	10。
(2) 施設長のリー	-ダーシップが発揮されている。	
Г	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮して	0
	いる。 □施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っ	а
	ている。	
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組 を明示して指導力を発揮している。	
	口施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自 らもその活動に積極的に参画している。	
	口施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体 的な取組を行っている。	
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図って いる。	
	(5種別共通) 口施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めて	
L 【判断した理由・特記事		
施設長は、理念・基本方	5針に基づき養育・支援の質の向上を常に念頭に置き、課題の改善に向けて取り組まれ	
	戦員会議や個人面談等において機会がある毎に理解を促している。職員からの意見は、 員会の報告を受けて集約されている。また、全職員の資質向上のため、施設長の判断で	
外の研修会等へ職員を参		
Γ	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい	а
	る。 □施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等	
	を踏まえ分析を行っている。	
	口施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の 働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識 を形成するための取組を行っている。	
	口施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制 を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

財務と労務に関しては、法人本部において月1回、税理士による状況分析が行われており、その報告を受けて施設運 営に反映させている。理事会、評議員会にも参加し、経営状況の報告がなされている。経営状況は、職員にも周知さ れている。施設全体で効率的な事業運営が行われ、職員への周知も適切に行われている。

福祉人材の確保・育成

	第三者 評価結果
14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、 取組が実施されている。	а
□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
口養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員 体制について具体的な計画がある。	
口計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
(5種別共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
【判断した理中・特記事項等】	

▲判断しに理由・行記事項寺♪ 施設の職員数は、配置基準より多く雇用され養育・支援がより効率的に実施できるよう配慮されている。現在、心理 士は不在で児童相談所に相談、指導を受けているが、4月以降に採用が決定している。今後、心理士による乳幼児や 保護者への専門的な心理面での支援の充実が期待できる。また、病弱、障害児の入園が増す中で、看護師によるケア の充実にも配慮されている。

15 総合的な人事管理が行われている。	а
口法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員 自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
□人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、 職員等に周知されている。	
ロー定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組 を行っている。	l
□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施して いる。	

【判断した理由・特記事項等】

法人本部で総合的な人事管理が行われており、人事基準は就業規則に規定されている。施設長と職員の個人面談が実 施されており、職員一人ひとりの意向確認が行われている。聞き取った意見を基に総合的な人事管理が行われてい る。希望があれば法人内の施設間での異動も行われている。

職員の就業状況に配慮がなされている。 (2)

16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組 んでいる。	а
□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確 にしている。	
□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、 職員の就業状況を把握している。	
□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置 するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
□改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行して いる。	

]福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職 易づくりに関する取組を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】	2 - (71-1X) 7 - G-1X-1Z-2-13 - CC - G-0	
	の取得率等を常に把握されている。また、職員の心身の健康を心掛け、	
年「凹、ストレスチェックも行われて(の取り組みもなされている。	いる。職員専用の意見箱設置や個人面談を行い、働きやすい環境の整備	伸ひため
(3) 職員の質の向上に向けた体	は制が確立されている。	
1:	7 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	□個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員 -人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定され	
i	[いる。]職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状	
	Rの確認が行われている。 	
な	コ城員 ハいこうが設定した日標について、千度目初 千度木(粉木/面接を刊) だ、目標達成度の確認を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】 事業計画に職員像が「職員の資質」と	して明記されている。毎月の職員会議において乳児院倫理綱領の読み.	上げを行
うのと合わせてチェックリストを基に行	各職員が自己の養育・支援の振り返りを行っている。各ホームや委員:	会では、
	るが、個人の目標設定は行われてない。今後、職員一人ひとりが理念 標の達成度の確認を行う取り組みに期待する。	・基本方
型に加りた白1家を設定し、 千度不に白1	宗の注及及の唯心で11 74X 7 温のに知可する。	
11	8 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研 🖥	
_ <u>值</u>	多が実施されている。	а
]施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待す 職員像」を明示している。	
]現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中 、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
]策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
]定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
]定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
明記されている。事業報告には職員が	画が策定され、そこに「養育の質の確保」として「職員の資質」、「参加した研修会等が記載され、計画的な研修等の受講が確認できる。 参加した研修会等が記載され、計画的な研修等の講後は、職員会議や各 た事例検討が行われている。外部での研修等受講後は、職員会議や各 いる。	また、施
19	9 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	а
<u> </u>		
ļ]個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
<u> </u>]新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行わ いている。	
]階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必 とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
]外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 	
]職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
i i	5種別共通)]スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り flんでいる。	

職員一人ひとりの経験年数、知識、技術水準、専門資格の状況等に照らし合わせて、施設長が各職員の参加する研修 会を決めている。予算には研修参加に必要な費用が十分確保されている。研修参加後は報告会や資料配布、復命書の 回覧もなされており、情報の共有が確認できる。外部から講師を招いて行う内部研修やケース検討会等も実施されて いる。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制 を整備し、積極的な取組をしている。	a
□実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明 化している。	文
□実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備さ ている。	:h
□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
□指導者に対する研修を実施している。	
口実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備 るとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行 ている。	

【判断した理由・特記事項等】

毎年1月に実習施設と養成施設の参加で行う実習協議会に参加し、学校側と受け入れ人数や要望等の意見交換が行われている。学校を通さない職業体験的な個人の実習も受け入れている。実習生の受け入れのためのマニュアルも整備されている。受入れに際して、オリエンテーションを実施し、施設の特徴や注意点が説明されている。実習生に実習内容項目チェック表を配布し、目標を決めて達成度が測れるように指導されている。実習後にはアンケートを取り、今後の指導の改善が図られている。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保する	ための取組が行われている。	第三者 評価結果
	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	□ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	□施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、 苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況 について公開している。	
	□法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・ 説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や 広報誌等を配布している。	

【判断した理由・特記事項等】

法人のホームページには法人全体の事業計画、財務状況が掲載され、みどり園の過去の第三者評価結果も公開されている。法人本体では地域福祉ニーズへの対応も行われている。みどり園のホームページや広報紙(年 2 回発行)には園独自の理念、基本方針が掲げられている。ただし、広報紙の配布は、九州管内の乳児院や関係機関に限られており、地域には配布されていない。苦情・相談体制は、施設内の掲示板に表示されている。長年、同じ地域で施設を運営されているため、住民の認知度は高く、住民からの差し入れ等もあるが、地域への広報活動は特に行われていない。

22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われて いる。	а
口施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
口施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
□施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施して いる。	
□外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を 実施している。	

当施設の経営は、法人本部で執り行われており、規程等の整備は法人本部が行っている。経理システムは法人本部と 繋がり、本部から常に監査等のチェックが行える体制にある。経営に改善すべきところがあれば、法人本部より支援 や指導を受け、適正な運営が図られている。

地域との交流、地域貢献 4

(1) 地域との関係が適切に確保され	ている。	第三者 評価結果
23 子。	ごもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
□地域	との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	もの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があ 員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニ ンを心がけている。	
	もの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子ども ぐに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	

<u>【判断した理由・特記事項等】</u> 施設は、新生児から乳児までの入所で、常に配慮が必要な病弱な子どもや障害を持つ子ども在籍しているため、外部 からの感染症ウイルス等の侵入には特に注意されている。このため、地域住民や小・中学校との交流は基本的に行われておらず、今後についても消極的である。近隣を子どもたちが散歩する際に、住民の方と挨拶を交わすことはあ る。隣接する児童養護施設の夏祭り等に参加する住民の方との交流の機会がある。

24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立 している。	b
□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に する項目が記載されたマニュアルを整備している。	對
□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っいる。	7

【判断した理由・特記事項等】

ボランティアの受け入れに関するマニュアルは整備されているが、施設の特性で小・中・高校生等の受け入れは無く、大学生以上に限定されている。このため、地域の学校との協力関係もない。里親登録されている方の活動もある。ボランティアの受け入れに際して、事前の説明会が行われており、個人情報の保護等に関して同意書が取られて いる。

関係機関との連携が確保されている。 (2)

25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適 切に行われている。	а
□当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
口職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な 取組を行っている。	
□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、 地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【判断した理由・特記事項等】

子どもにより良い養育・支援を実施するにあたり、各関係機関・団体との連絡体制は整えられている。特に児童相談 所、措置基の市町行政機関、近隣の病院、嘱託医療機関(好生館)、派出所等への連絡網が整備され、事務所及び各ユ ニットに掲示されている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 c 口施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

【判断した理由・特記事項等】

地域の特色として、近隣地域に様々な福祉施設があり、住民からは施設の特色を理解のうえ受け入れられているため、施設側から地域と繋がる取り組みは消極的である。行政機関や、公民館活動には、今後、子育て支援の一環として乳幼児の養育に関する講習会等の開催を検討されている。こうした取り組みが実現した場合は、機会を利用した地域ニーズの把握に期待したい。

27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われてい る。	С
□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	ŗ
□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性 们 やまちづくりなどにも貢献している。	S
□施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	nlm/l
□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	>

【判断した理由・特記事項等】

同一法人が運営している隣接の児童養護施設の事業に協力する形で地域住民との交流が図られているが、当該施設と しては地域貢献的な活動は実施されていない。災害時は隣接の児童養護施設が避難所として開放されるため、連携し た協力体制はある。地域において福祉ニーズを把握したうえで、活動を検討されることが望まれる。

適切な養育・支援の実施 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつた めの取組を行っている。 第三者

評価結果

а

□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員 が理解し実践するための取組を行っている。

□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 □子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の

標準的な実施方法等に反映されている。 □子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。

口子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等 を行い、必要な対応を図っている。

【判断した理由・特記事項等】

子どもを尊重した養育・支援にあたり、毎月の職員会議で「倫理綱領」を全員で読みあげ、倫理綱領に付随する チェックリストのチェックを各職員が行い、自己の養育・支援を振り帰り、それぞれの意識向上に取り組まれてい る。全保育士が参加する養育向上委員会では、乳児養育指針を毎月項目を決めて勉強されている。保育室には、基本 方針と養育の重点目標を掲示し、共通意識を持ち支援にあたられている様子が伺える。

29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われてい る。	а
口子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が 図られている。	
□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施され ている。	
ロー人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子ど ものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	

施設としてプライバシー保護に関するマニュアルを整備し、養育・支援の現場でも各職員が配慮に心掛けて行動するよう注意されている。入浴及びトイレはこどもと職員が1対1で対応し、ドアは閉めてプライバシーに配慮した対応が行われている。おむつの交換は、子どもの視界より高い場所に交換台がある。広報紙や掲示に使用する写真は、事前に保護者の同意を得ている子どものものに限定されている。写真以外にも養育・支援の業務中に使用する個人情報は、入園時に保護者に説明し理解いただいたうえで書面での同意が得られている。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供 している。	а		
□理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。			
□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるよう な内容にしている。			
□施設に入所予定の保護者等については、個別にていねいな説明を実施してい る。			
口見学等の希望に対応している。			
□保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。			

【判断した理由・特記事項等】

保護者には、入所前や見学時に不安が無いように個別に担当職員から説明されている。各個人の理解力に配慮し、相手のペースに合わせて説明が行われている。必要に応じて、児童相談所の心理士の立ち合いも行っている。説明は、施設のパンフレット(今年度改定)を用いて行われている。施設のホームページでも施設の目的や日課、年間行事、園内の様子等が公開されている。

31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。

□保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。

□養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。

□養育・支援の開始・過程においては、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。

□意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

【判断した理由・特記事項等】

施設で行う養育・支援の内容は、主任保育士が担当となり、保護者に資料を渡して分かり易く工夫した説明を行っている。併せて養育・支援を行う上で保護者の意向の確認も聞き取りが行われている。養育・支援の開始において保護者から個人情報の取り扱い、予防接種を含む体調管理、発達検査、理髪について同意の書面が取られている。今後の取り組みとして、意思決定の困難な保護者等への配慮のルール化により、全ての保護者等へ漏れなく同じ内容の説明ができるよう説明手順の明記化に期待する。

32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	а
□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じ ないように配慮されている。	
口他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順 と引継ぎ文書を定めている。	
口施設を退所した後も、施設として保護者等が相談できるように担当者や窓口を 設置している。	
口施設を退所した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説 明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【判断した理由・特記事項等】

措置変更や家庭移行には福祉事務所や措置基の市町行政等の関係機関と必要に応じて数回のケース会議を開催し変更・移行がスムーズに行われるよう配慮されている。養育里親への移行時は、子どもとの関係構築のため事前に現場に入っていただき、徐々に馴らして外出、外泊等を経験し、その様子を見て移行の時期が判断されている。移行に際して、子どもの発達や生活養育記録簿、育ちのアルバム等を渡し、支援の継続に配慮されている。原則は、退所後の支援ができないが、必要に応じて相談等に応じている。

(΄ 3 `) 子どもの満足の向上に努めている。
١.		

33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行って いる。	а
口子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	
□職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護 者等の満足を把握している。	
□把握した子どもの満足を集約する担当者等の設置や、把握した結果を分析・検 討するために検討会議の設置等が行われている。	

子どもとの日々の関わりの中で、保護者の満足の向上に努められている。施設で開催する行事の案内は、保護者に積極的に電話等で連絡し参加を促されている。書面では開封されない場合があり、電話を活用されている。面会や、行事参加時は、職員から積極的に話かけ、人間関係の構築と満足度を把握に努められている。把握された意見はケース会議、職員会議、行事の反省会等で報告し、分析・検討のうえ施設全体で課題を認識し、養育・支援の改善に向けて取り組まれている。

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを 理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三 者委員の設置)が整備されている。	
□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等 に配布し説明している。	
□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を 申し出しやすい工夫を行っている。	
口苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
口苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【判断した理由・特記事項等】

法人として苦情解決・報告のマニュアルが整備されており、施設内に苦情受付の意見箱が2ヶ所、出入口付近に設置されている。施設内に苦情解決委員会があり、苦情受付担当者や第三者委員の名前・連絡先が掲示板に掲示されている。苦情は、職員会議で全職員に周知され、早期解決に向けて取り組む体制ができている。ただし、苦情の内容が個別の相談案件が殆どのため、苦情の記録は個別のケース記録に記録され、苦情受付専用の記録は行われておらず、対応策や結果を公開した事例もない。

35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	а
□保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選 べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
□保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っ ている。	
□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	

【判断した理由・特記事項等】

保護者が相談や意見が述べやすいように、面会時や行事参加時に職員から積極的に働きかけ、話を聞き取られている。相談を受ける場合は、相談室に案内し、個室で落ち着いて話ができるように配慮されている。意見箱も入口2ヶ所に設置され、毎日、施設長自らが確認されている。

36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応して いる。	a a
□職員は、日々の養育・支援の実施において、保護者等が相談しやすく意見を べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	述
□意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取 を行っている。	組

	□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について 定めたマニュアル等を整備している。	
	口職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速 やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	口意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
保護者等からの相談・意見は、口頭・	や意見箱への投函等の手法で行われ、苦情担当者が記録・報告を行う体に ・対処された内容は、職員にも周知が図られることになっている。今ま ている。	
HASSEN CLOSSED CO. GO. CELISTO		
(5) 安心・安全な養育・支援	髪の実施のための組織的な取組が行われている。	
	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント 体制が構築されている。	а
	□リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	□事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、 職員に周知している。	
	口子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防 止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	□職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	□事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見 直しを行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
会で分析・検討され、全職員に周知 受講している。委員会でヒヤリハッ	ント体制が構築されている。リスクに関する事項は、養育向上委員会やかけれている。また、職員は施設の内外で開催する安全や事故防止に関する票に記入された事例をマニュアルに沿い分析・検討し、改善策や事故 お票に記入された事例をマニュアルに沿い分析・検討し、改善策や事故 部には防犯カメラが設置され、外部からの不審者の侵入防止に努められ シサーを用いて防止されている。	る研修を 防止策の
	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を 整備し、取組を行っている。 !	а
	口感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 	
	口感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとと もに、定期的に見直している。	
	□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等 を開催している。	
	□感染症の予防策が適切に講じられている。 	
【判断した理由・特記事項等】	口感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	り、担当看護師を中心に感染症の予防対策と安全確保策が講じられてい	ス 施設
	り、担当有護師を中心に懲未延の予例対象と女主権休泉が調じられている 設置され、殺菌消毒薬やマスクも常備している。各ユニット入口にも消	
	の際に入口での手洗い・消毒を行うよう指導されている。各ホームの往	
	ている。職員の知識向上に向けて研修も行われ、部屋は1日2回の消毒、	
掃、遊具は1日1回消毒(夜に実施)	も行われている。汚染物と洗濯物も区別して保管され、汚染拡大防止に	
講じられている。		
	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行って いる。	b
		b
	いる。 □災害時の対応体制が決められている。 □立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続する	b
	いる。 口災害時の対応体制が決められている。	b

ı ı	r	
Falcinic L + TD + 4++7 + T-TCC	□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
【判断した理由・特記事項等】 毎月1回災害対策訓練が実施され、	内2回は火災を想定した避難訓練が行われている。その際、消火訓練や	発雷機の
動作確認、消防署職員の参加が行わ	れている。災害時の避難経路が決められており、各ホームに掲示されて	いる。災
	、賞味期限や備蓄数の確認が行われ、期限前に訓練を兼ねて使用し、入 ついては、今後、作成のうえ体制の整備が望まれる。	れ替えが
	ンパでは、アダ、下がのフル体的の正備が主めれる。	
2 養育・支援の質の確保		
	尾施方法が確立している。	第三者
	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が	評価結果
	実施されている。	а
	口標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	口標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護 に関わる姿勢が明示されている。	
	口標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	口標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがあ る。	
【判断した理由・特記事項等】		
養育・支援の標準的実地方法は全国	社会福祉協議会が発行している「乳児養育指針」を基に実施されている	。全職員
	援の記録、チェツク表様式は標準化され各ユニットで使用さている。新 われ、標準的な養育・支援ができるまで指導がなされている。また、毎	
	事前に決められた範囲を読んで全員の意見を取りまとめ報告されている	
	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	а
	口養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施	
	口後有「文法の標準的な关心力法の検証」発達した関する時期でその方法が過 設で定められている。	
	口養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	口検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	□検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような 仕組みになっている。	
【判断した理由・特記事項等】		
標準的な実施方法の確認は施設の5	部門(養育向上・虐待給食・防災・クラス)の委員会及び職員会議等にお	いて、そ
れぞれの委員会が担当する事項につ	いて検証と見直しが行われている。	
(2) 適切なアセスメントに。	より自立支援計画が策定されている。 	
	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定して	_
	いる。 -	а
	口自立支援計画策定の責任者を設置している。	
	□アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	□部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	

□自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援

口自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員 (種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ

□支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行

の内容等が明示されている。

手順を定めて実施している。

われている。

	判断	した	:理由	・特証	事項	等】	
ŀ	<u> </u>	1型 4	=~~	7	/m I		-7.

自立支援計画策定は、個人別のアセスメント表により、1人の乳幼児に対して1人の担当職員を配置し計画の策定を 行う体制が確立されいる。自立支援計画の内容は、養育主任が中心となり担当職員、各職種の職員が参加し、ケース 会議で総合的な検討のうえに制作され、全職員が周知のもとに実施されている。また、自立支援計画は児童相談所に も提出されている。

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	а
□自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構され、機能している。	葬 築
□自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、 護者等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施 ている。	
□見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を めて実施している。	定
口自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
□自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき 項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の 上に関わる課題等が明確にされている。	

【判断した理由・特記事項等】

自立支援計画は3ヶ月毎に児童相談所、家庭支援専門員、個別対応職員、保護者の意向等を確認し、それらの意見を反映し、見直しが行われている。また、3ヶ月経過前であっても、里親移行が決定した場合等状況に変化があった場合は、その都度、計画の検討・見直しが行われている。自立支援計画表及び関係書類は施設長が管理責任者となり永久保存されている。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職 員間で共有化されている。	а
口子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し 記録している。	
□自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認する ことができる。	
□記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や 職員への指導等の工夫をしている。	
口施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届 くような仕組みが整備されている。	
□情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
□パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施 設内で情報を共有する什組みが整備されている。	

【判断した理由・特記事項等】

各ホームのパソコンは、ネットワークシステム(パスワード認証)が構築され、養育・支援の実施状況や共有すべき 情報は、いつでも確認でき、印刷したものが施設長まで回覧されている。記録の要領があり、記録のやり方に職員間 で差異が生じないように、回覧時に施設長・養育主任等が朱書き訂正を行い指導されていることが確認できる。

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している	a a
□個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存 関する規定を定めている。	7、廃棄、情報の提供に
口個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対 る。	応方法が規定されてい
口記録管理の責任者が設置されている。	
□記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に れている。	対し教育や研修が行わ
□職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
□個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	

子どもの記録管理は、個人情報保護法の規定に基づいてい施設長が管理責任者となり、保管場所、期間等が定められ、職員にも周知徹底されている。情報の漏えい防止についても職員研修が行われている。保護者等に対しては、入 園時に説明を行い、書面で同意が取られている。

内容評価基準(23項目)

A - 1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1)	子どもの権利擁護		第三者 評価結果
		A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	а
		□子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図 られている。	
		□権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設け ている。	
		口権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

子どもの権利擁護については、就業規則や園の理念・基本方針に示されて職員は常に念頭に置いて、日々養育・支援に従事されている。毎月開催する職員会議では、全職員に乳幼児倫理綱領及びチエックポイントを配布し、毎日の業務を各職員が振り返り、確認が行われている。また、外部研修に参加し理解を深めると共に、修了後は、他の職員へ報告し、その情報も共有する取り組みがある。人格を辱めるような言葉遣い・行為は禁止され、就業規則にも明記され周知も行われている。

(2) 被措置児童等虐待の防止等

A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	а
□不適切なかかわりについて、具体的な例を示し職員に徹底している。	
□会議等で取り上げる等により、不適切なかかわりが行われていないことを確認し ている。	
□不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っ ている。	
口不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
口被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。	

【判断した理由・特記事項等】

不適切な関わり防止のために定期的に養育向上委員会をはじめとし各委員会を開催し、各職員で問題意識を持ち職員間で共有する取り組みがある。ヒヤリハットやチェックリストを毎月1回、各職員に配布、記入して自分自身を見直すことが行われている。施設では、今後更に項目を細かく設定したチェックリストの作成に取り組む計画がある。

A - 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
	A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	а
	口乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がけている。	
	□子どもと養育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時など、いつでも 応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。	
	口どの乳幼児も保護者等、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別の かかわりを持つことができる体制が整備されている。	
	□特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した「担 当養育制」をとっている。	
	口担当養育者と個別のかかわりを持つことができる時間を確保している。	
	口語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、 心地よい状態を共有できるよう努めている。	

□被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、	個々	の状
能に広じた関係づくりを行っている。		

園の基本方針の中に「愛着の形成」が示され、「職員の担当制により退園まで一貫した関わりを持つ」と規定されて いる。特別な場合を除き、退所までは1対1の個別担当制の取り組みにより、乳幼児の発達過程で子どものこころに 寄り添い支援が行われている。愛着形成上において1対1での外出(外食・買い物等)、外泊等が認められている。

A4 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	а
□日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形 で進められている。	
□施設に子どもが安心して暮らせる温かな家庭的雰囲気がある。	
□居室が安心して、くつろいだり、落ち着ける場所になっている。	
口安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。	
口他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化 が図られている。	
□満足感の得られる養育者との遊びの時間を提供している。	
□自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。	

【判断した理由・特記事項等】

小規模グループで2ホーム4ユニット体制で各ユニットにはそれぞれ看護師が常駐し、生活環境も清潔に保たれ整理整頓されている。床暖房や子どもの身長に合わせた生活様式が整備され、各所に配慮が伺える。子どもの成長に沿った生活習慣を身につけるための支援が行われており、そのための沐浴場、バスタブ、トイレ、寝室等設備されている。各ホームからは、直接、戸外へ遊びや散歩に出掛けることができる。個別にタンスが用意され、個人の洋服やおもちゃが等が保管されている。

A5 子どもの発達を支援する環境を整えている。	а
口養育者は、月齢による発達特性(自我の表出等)を認識し、養育に当たっている。	
□入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを 十分に把握し、尊重している。	
□一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング 良く気持ちを受け止め対応している。	
□子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをし ている。	
□言葉を獲得し話し始めた子どもの問いかけには、できる限りその場で応答してい る。	
□「いや」など駄々をこねたり、自分を表現する力がまだ十分でない子どもの気持 ちをくみ取ろうとしている。	

【判断した理由・特記事項等】

予だもの発達を阻害することなく環境を整えて支援する姿勢が伺える。子どもには養育記録簿が用意されている。入園から退園までの成長が記録されており、表紙には「かけがえのない大切な子どものため」と記されている。子どもの月齢毎の運動、探索、社会、食事・排泄、理解・言語等の他、通院記録、面会・外出・外泊の記録も行われ発達状態が把握されている。月1回、好生館の医師が健康チェックや発達状態の確認、健康上の相談等に対応されて心身の健康と発達を支え見守る体制が整えられている。

(2) 食生活

A6 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	а
□授乳は、自律授乳を基本としつつ、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を エ夫している。	
□授乳時は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気 持ちで飲めるように配慮している。	
□授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。	
□一人飲みをさせていない。	

□生体リズムの乱れなどで自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には	
その子の状態に応じた授乳を工夫している。	

管理栄養士、看護師、保育士らの参画で乳幼児の発育、発達に応じて適切な授乳が行われている。1人飲みは無く、 授乳時は落ち着いた施設環境の中で、担当保育士が付き添い、愛情と安心が感じ取れる環境で授乳が行われている。 1日の授乳時間、摂取量等が生活記録票に記録され、体調・状態等管理されている。哺乳瓶は共用されているが、薬 品で殺菌された後、洗浄機で洗浄されており、衛生が保たれている。

A7 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	а
口在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人で りに合わせた食の取組が行われている。	۱۲
口個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れさせている。	
□食事をいやがったり遊びだしてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気 ちで与えている。	诗
□噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。	
□栄養士や調理員等は養育者とともに、咀嚼や嚥下の状況を確認し発育状況 体調を考慮しながら離乳食を進めている。	や

【判断した理由・特記事項等】

離乳食について管理栄養士、担当職員らと話し合いの中で月齢や子どもの発育状態等を共有し、段階を踏んで離乳食が提供されている。食育指導の専門医にも相談されている。おおよそ6ヵ月を経過してから離乳食を始めるが、出生時期の早い子どもには、時期を遅らせる等の配慮がある。栄養補給としておやつも準備され、食事・おやつの残量も記録されている。各ユニット内の職員間で情報は共有化されている。

A8 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	а
口食事場所は清潔に保たれ、明るく楽しい雰囲気で食事ができるよう工夫している。	
□子どもが食べやすいように、身体に合わせテーブルと椅子の高さを適切に調整 している。	
口乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすい ものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。	
口食前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨きなどが定着するよう支援している。	
口養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。	
口食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく 楽しく食べられるように、子どもと目線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど 雰囲気づくりに気を配っている。	
□日々の食生活を通じて食べたいものや好きなものが増える工夫がされている。	
□お腹がすくリズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。	
口栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人ひとりの発育 状況や体調を考慮した調理を工夫している。	

【判断した理由・特記事項等】

食事の環境は、明るく楽しく食べれるように整えらている。子ども用のテーブル、いす、エプロン等が用意され、サイズも合わせて整備されている。適温で食事を提供できるよう、保温庫も導入されている。子どもの成長に応じた調理方法や栄養バランスに配慮した料理が管理栄養士が中心になり用意されている。必要に応じて栄養士が食事に立ち会い、摂食の様子を確認している。提供する食事については、栄養士、調理員、保育士等で組織する給食委員会で意見交換を行い、より良い食事の提供や食育について協議されている。

A9 栄養管理に十分な注意を払っている。	а
□十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。	
□栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている。	
□乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に個別に対応した食事を提供している。	

	口乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。	
	□さまざまな「食育」への取組を行っている。	
【判断した理由・特記	事項等】	
のを取り入れた食事が	人ひとりの発達や咀嚼状態等に応じて献立が作れれ、提供されている。季節の食材や著用意されている。体調不良時は、担当保育士より、食事変更届を用いて調理員へ確実 残量チックやアレルギー食も確認が行われる。	新鮮なも こ情報の
(3) 日常生活等(の支援 	
	A10 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。 口衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。	а
	□気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。	
	口寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中の出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。	
	口衣類は個別化し、個人別に収納している。	
などに考慮して用意されの洗濯物とは別にして、 て乾燥機で乾燥し、常	それぞれに担当を決めている。衣類は個別管理を行い、一人ひとりに合ったサイズ、なれている。特に汚染衣類は、感染時の汚染拡散を考慮した運搬の経路を決め、置き場だ施設外に置き場が設けられている。洗濯のためにパート職員が雇用されており、洗えた清潔な衣類が確保されている。保護者の面接時は、保護者からいただいた服を着用なった衣類は、感染発生時に使い捨てできるよう保管されている。	所も通常 翟物は全
	A11 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	а
	□室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、静かさ、音楽などを快適に保っている。	
	口寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さなどを快 適に保っている。 	
	□睡眠時の状況を観察している。	
	口快適に十分な睡眠をとれるよう、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した職員の 対応など具体的な独自の取組を行っている。	
【判断した理由・特記	事項等】 るように職員で定期的に室内環境のチェックが行われ、日誌に記録されている。睡眠3	会 计
カーテンで明暗を調整	し、加湿空気清浄器が設置され室温・湿度の記録も行われている。一人ひとりに個人^ 日交換、寝具類は2週毎に交換され、清潔に維持されている。使用後の寝具、衣類は、	ベットが
	A12 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	а
	;	u
	□入浴・沐浴を毎日している。 □浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれ	
	でいる。 	
	□安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされ	
	ている。 	
	The state of the s	

子どもの健康状態等に考慮しながら、毎日、入浴・沐浴が行われている。一人に一人の職員で対応され、スキンシッ プがとられている。バスタオルは共用であるが、一人に一枚用意されている。入浴と同時に体の健康や受傷などの有 無状態の確認も行われている。

A13 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	а
□おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をマッサージなどして、おむつ交 が心地よいものであることを伝えるように心がけている。	換
口発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮している。	
口発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして 分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。	自
□発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行って る。	い

【判断した理由・特記事項等】

各ユニットに1台、安全で清潔に保たれたおむつ交換台が設置され、他の幼児が手を伸ばしても、台の上に手が届か ない高さに設定されている。交換台は交換中でも他の乳幼児の様子が確認できるよう居室内に整備されている。各ユ ニット内のトイレには子ども用便器が設置され、便の状態等、排泄記録簿も整備、記録されている。トイレトレーニ ング用にオマルも用意されている。職員用のトイレも子どもからなるべく離れないで良いようにユニット内に設置し てある。

A14 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	а
□玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。	
□戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。	
□模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、 人との豊かなかかわりができるように配慮している。	
口養育者や他の子どもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。	
口子どもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。	
口月齢により、収納場所を設け、玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識 ができるよう工夫している。	
口子どもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れ して遊べるようにしている。	

【判断した理由・特記事項等】 楽しく遊べるように各ユニット毎に小物の遊具が準備されている。吐き出し窓からは、直接、園庭に出て遊ぶことができる。また、天気の悪い日等は室内で遊べるよう、施設の中心に床暖房が施された地域交流スペースが確保され、室内用の大型遊具も準備されている。中庭が2ヶ所あり、夏場には日差しを避けてプール遊びができる。年齢やそれ ぞれの発達に合わせた遊具が準備され、職員と触れ合いながら遊べる環境が整備されている。保護者から与えられた 遊具等は個別の棚に管理・保管されている。

(4)

A15 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切 に対応している。	а
口健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるようにエ 夫している。	
口日常的に医療機関等と適切に連携するよう努めている。	
□嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問 題等について総合的な診察を行っている。	
]乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。 	
□異常がある場合には、医療機関を受診するなど適切に対応している。	
□ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、 異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。	

【判断した理由・特記事項領	车 1	
各ユニットに看護師が配属さ 診されている。好生館の医師	マイ され、毎日、健康管理が行われ、必要時には近隣の掛かり付け医へ担当職員が付き 師による健康診断が月1回行われ、医師からの指導・助言を受けることができる。 埋の確認がなされ、保護者の了解のもとで掛かり付け医により予防接種も行われて	入園
	A16 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策 をとっている。	а
	□病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるように工夫している。	
	口服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。	
	□専門医や主治医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画などを含む支援のプログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。	
	口専門医や主治医による定例的な診断を受けている。	
	□異常所見がみられた場合には、速やかに専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。	
【判断した理由・特記事項等		
(5) 心理的ケア	薬は看護師が飲ませている。 A17 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
	□心理的な支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れ た自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明示されている。	
	□心理支援内容には、個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理 的支援が実施されている。	
	□心理職をおき、乳幼児にも保護者等にも心理的な援助を行える体制が整っている。	
	□必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。	
	□心理的なケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。	
【判断した理由・特記事項等	· 等】	
バイスを受けながら、養育・	等で、乳幼児や保護者への心理的支援が必要な時は、児童相談所の心理士や医師だ ・支援において心理的ケアが行われている。面接時に心理士に同席をお願いするこ	
る。ラ苷、心理工の採用では	さらに子ども、保護者や職員の心理ケアの充実も見込まれる。	
(6) 親子関係の再構築	築支援等 A18 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に ┃	a
	築支援等	а

A18 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

□家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族との信頼関係を構築するように努めている。

□施設が家族と共に子どもの成長を喜び合う雰囲気を大切にしている。

□面会時に必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。

□保護者等の相談に積極的に応じるための保護者等面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。

□家庭支援専門相談員は、家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴する役割を担っている。

□乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えている。

【判断した理由・特記事項等】

家庭、家族との信頼関係の構築には、家庭支援専門相談員が主となり活動されている。児童相談員と連携し、情報は職員全員で共有化されている。面会や行事参加で保護者が来園する際は、職員側から積極的に声かけを行い、日常の生活の様子などを伝えると同時に、保護者の言葉を聞き取り、その中に施設への要望や意見が含まれていないか注意が払われている。各ユニットにはカメラが用意されており、日常的に写真の撮影が行われ、子どもの個人アルバムが作られている。必要に応じて保護者へ提供されている。

A19 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んで いる。	а
□家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。	
□入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。	
□子どもと家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等 と協議を行っている。	
□面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者等と の関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支えている。	:
□面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりがあった場合には、その発見ができるように努めている。	
□課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相診 のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。	
□児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生、親子関係の再構築に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。	

親子関係の再構築のために、児童相談所と密に連携を取り合いながら、職員が保護者からのアセスメントを取り支援に繋げている。徐々に慣れていただくため、職員は保護者の様子を観察し、感想を聞きながら外出、外泊等の計画を立て、親子関係の再構築が順調に進むよう取り組まれている。各ホームには個室の面会室が設置され、仕切りを透明にすることで、担当職員が距離をおいて見守りができるよう配慮されている。施設内には親子生活訓練室が整備され、面会や宿泊を通して関係の構築が援助できる。

(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A20 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取りんでいる。	2組	а
□子どもの退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている)	
口退所後、施設に相談できる窓口(担当者)がある等、必要に応じた支援をでめの体制を整えている。	するた	
口児童相談所や関係機関、民間団体等と連携を図りながら退所後の支援で ている。	を行っ	

【判断した理由・特記事項等】

施設の退所後は、児童相談所、市町の行政機関等と連携を図り、必要に応じ、一時入所、ショートステイが利用できるように体制が整備されている。アフターケアの取り組みは、施設側から積極的に関わるような取り組みは無く、保護者等からの相談には対応されている。相談等がある場合は、児童相談所と連絡を取り合い、情報が共有されている。

(8) 継続的な里親支援の体制整備

A21 継続的な里親支援の体制を整備している。	а
口養育単位の小規模化による家庭的養護の推進や、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。	
口里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。	
□里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託の推進、地域の里親及びファミ リーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。	
口里親委託に当たり、委託に至るまでに里親·児童相談所等と丁寧な連携を行っている。	
口里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行ってい る。	
口相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取り組みを 行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

里親支援専門相談員は、毎週水曜日に児童相談所との打ち合わせを行い、行事の計画や活動の報告等により連携した 活動を行っている。里親研修、啓発イベント開催、里親家庭の訪問等の活動がなされている。里親に対しては3日間 の里親研修やボランティアとしての活動受入調整、相談受け付け等継続的な支援が行われている。里親支援相談専門 員のこうした活動により里親の登録数が増え、今年度は6名の里親が成立している。

(9)	一時保護委託へ	മ	讨仗	•

A22 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを 行っている。	b
□児童相談所と連携して、初期の情報共有とアセスメントに努めている。	
□一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。	
□入所時の健康管理に努めている。	
□感染症やアレルギー等の観察と配慮に努めている。	
□多様な職種が連携・協同し、一時保護後の養育環境(家庭復帰・里親、児童福 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

施設では乳幼児の一時保護委託(最長2ヶ月間)の受け入れを積極的に推進されている。保護者の入院や離婚により一時的に生活の維持が難しくなった場合の利用が多い。児童相談所と連携し、情報を共有しながら支援されている。 入所直後に健康診断、アレルギー確認を行い対処されている。しかし、一時保護時のマニュアルは無く、通常の入所利用時のマニュアルを応用して使用している。

A23 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れ を行っている。	b
□児童相談所から緊急一時保護を受け入れている。	
□緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。	
□観察室での「観察期間」の実施を順守して対応を行っている。	
□入所時に、必要に応じて医療機関との連携をはかる等の対応を行っている。	
□感染症や潜伏期間等への対応が十分にできている。	
□受け入れ後の多職種による連携したアセスメントが実施されている。	

【判断した理由・特記事項等】

緊急一時保護の受け入れ体制は常時整えられており、家庭支援専門相談員を担当者として配置されている。生命と身 体等の安全確保を優先し、夜間の受け入れにも対応されている。親権がわからない時や確認できないときは児童相談 所に親権を委ねることもある。緊急一時保護のマニュアルの整備は無く、措置入所と同じ手順で対応されている。入 所後にアセスメントを行い、医療機関で健康診断を受診する等、積極的に取り組まれている。